

塩竈市内部統制に関する基本方針

国際情勢の影響による国内情勢の急変をはじめ、人口減少社会や少子化社会の進展、デジタル社会に向けた技術革新など、これまで経験したことのない変革の時期を迎え、地域や市民を取り巻く環境は、急速に変化しています。

このような環境の中、これまで以上に市民の幸せや地域経済の発展に求められるニーズを的確にとらえながら、さらに先を見通した市政運営が求められています。

そうした認識のもと、本市では、ますます厳しさを増す行財政運営のさらなる効率化と適正化を図り、強い危機意識を醸成するため、その有効な手段として内部統制体制を整備し、適正、公平で透明性の高い行財政運営を全庁挙げて確立することで、市民の皆さんからの信頼を確かなものとし、ともに歩む市政を進めてまいることが明らかにするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づき、内部統制に関する方針を次のとおり定めます。

1 目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務手順を明確化して適切な行財政運営に努め、その成果について評価することで業務執行の有効性や効率性を確保し、市民サービス向上のための効果的な行財政運営を進めます。

(2) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を確認、遵守し、適正な事務の執行を確保します。また前例に頼らず、手続や手順を確認するとともに、業務の点検、評価及び見直し等に取り組み、市民や社会の要請に対応します。

(3) 財務報告等の信頼性の確保

財務に関する情報を正当な手続きに基づいて適切に入手、保存、管理し、正確な情報に基づいて作成した財務報告等を提供することで、庁内、庁外からの信頼性を確保します。

(4) 資産の保全

正当な手続に基づいて資産を取得、使用、処分を行い、さらに管理の適正化を図ることで、市の資産を適切に保全します。

2 対象事務

内部統制の対象とする事務は、財務に関する事務とします。

3 推進体制

内部統制機能と有効性を安定的・持続的に確保するため、全庁的な推進体制を確立します。

4 監査委員との連携

内部統制体制の整備や運用の状況について、監査委員へ適切に情報を提供するとともに、意見交換等を行うことで一層効果的な制度の整備や運用につなげます。また、監査委員からの指摘等を踏まえ、柔軟に見直しを行います。

5 評価及び公表

対象事務に係る内部統制の整備状況や運用状況を毎年度評価し、評価報告書を公表することで、行政事務の透明性を確保します。

令和7年1月20日

塩竈市長

佐藤光樹